平成31年2月16日 第七小学校にて開催

第七小学校大規模改修事業工事説明会での質疑応答・意見の要旨

(出席者: 48 名 発言者: 17 名)

【主なご質問・ご意見】

質問1

今回の大規模改修工事内でスラブ補強工事を実施するとの説明でしたが、建築年数が相当数経過し、 なおかつ、スラブ補強が必要なほどの建物であるのに、なぜ建替えではなく大規模改修を選択したの でしょうか。ユニバーサルデザイン等を考えると、建替えの方が適していませんか。

回答1

今回の大規模改修工事は「立川市公共施設保全計画」(以下、保全計画)に基づいて実施します。保全計画では建物の寿命を70年とし、50年程度経過した建物については大規模改修工事を実施して建物の機能の向上を図りながら保全します。また、建物構造の専門家の意見を伺ったうえで、スラブの厚さ不足をもって建物自体に危険性があるとは判断しておりませんが、より安全性を高めるため床スラブの補強を行います。以上のことから、第七小学校においては当初の計画どおり大規模改修とスラブ補強を合わせた工事で対応してまいります。

また、改修後の校舎には多目的トイレやエレベーターが設置されますので、大規模改修においてもバリアフリーやユニバーサルデザインは考慮されています。

質問2

- ①平成30年夏においては猛暑により体育の授業に影響が出たと聞いていますが、今回の工事で体育館へ空調は設置されますか。
- ②説明の中で「校舎の床を研磨する」とのことでしたが、床の改修について詳しく教えてください。
- ③仮設校舎利用期間中の校舎の警備体制について教えてください。
- ④現在の飼育小屋は建替えとなりますが、その後に飼っているうさぎは帰ってきますか。

回答2

- ①体育館への空調設置については今回の工事においては予定しておりません。しかし、平成30年12 月議会において体育館への空調設置に関する意見や要望があったため、現在、市内の小中学校の体育館への空調設置については課題等も含めて検討しているところです。
- ②床については、基本的には研磨した後にウレタン塗装を3回繰り返すこととし、激しく傷んでいる部分については床材の張り替えを行います。
- ③校舎の警備体制については、現在は午後 10 時まではシルバー人材センターの職員が警備に就き、 それ以降は機械警備に移行しています。仮設校舎利用時においても同様に、一定の時間で有人から 機械警備に切り替えます。
- ④飼育小屋はプール更衣室の近くに建替えます。工事中は他校でうさぎを飼育し、工事後に戻ってきます。

質問3

- ①工事中に震災が起きた場合、仮設校舎が避難所となるのでしょうか。近隣の第三小学校へ避難する 案もあるようですが、収容力は十分でしょうか。実際に震災が起きた場合の具体的な避難対応につ いて住民へ周知していただきたい。
- ②昨年に自治会で改修前の校舎における避難所運営マニュアルを作成しましたが、改修後にはマニュアルを作り直すことになりますか。また、作り直しとなった場合は、再度市の防災課の協力は得られますか。

回答3

- ①市では震災時の避難者数の想定をしていますが、第七小学校への最大受け入れ者数は1,000 人程(立 川市地域防災計画では850人)と見込んでいます。これは校舎と体育館を利用した場合は受入可能とみていますが、本校舎の6割程の大きさとなる仮設校舎の場合は困難だと思われます。そのため、第七小学校だけで受入できない場合は、誠にご不便をおかけいたしますが、近隣の第三小学校あるいは柴崎町の第一小学校など、空いている近隣の避難所をご利用いただくことになります。また、住民の方々への周知についてのご要望ですが、どのように周知するかも含めて防災課と検討させていただきます。
- ②改修後の校舎は特別教室の配置が一部変更となるため、マニュアルをどのように変更するのかを含めて防災課へ確認し、対応の仕方について避難所運営の委員長等に報告させていただきます。

質問4

第七小学校の周囲道路には道幅4mに満たない部分があり、消防車両の通行のため、今回の工事においてセットバックをして道幅を確保する計画はありますか。また、セットバックをする場合は、道幅4mを確保できるまで学校側が下がることになりますか。

回答4

第七小学校の周囲道路は建築基準法第 42 条 2 項道路のため、学校の建替え等の段階でセットバックすることが義務付けられており、道路の中心より 2 m後退しなければなりません。そのため、今回の工事において道幅 4 mを確保しなければならない部分についてはセットバックをする計画となっています。ただし、道幅 4 mを確保するために学校側が多く下がることも考えられますが、その場合は校庭が狭くなってしまうため、学校側は必要な部分までしか下がりません。そのうえで敷地の範囲内で安全な外壁を設置し直すことを計画しています。

質問5

- ①工事中は北口の正門が使えなくなる時期があるため、変更後の具体的な通学路について教えてください。また、学童保育所へ通うのに迂回することになるため、学校の敷地内で西側の門から北口の正門に抜ける道を作るなどの措置はできませんか。
- ②工事期間中の工事車両の搬入経路と出入りの頻度について教えてください。

回答5

- ①現時点においては変更後の具体的な通学路を検討中ですが、工事の各段階において使用できる門が変わるため、安全を確保しながら迂回して通学していただくことになります。なお、周囲道路は狭く、工事車両が出入りすることを考えると、工事エリアに抜け道を作ることはできないため、ご不便をおかけしますが迂回していただくことになります。
- ②北口から入る車両は基本的には立川通りから入ってきますが、大きな車両によっては北側の道路から真っ直ぐ入ってくるものもあります。頻度については具体的な台数は不明ですが、工事期間中において常に何十台も出入りすることはありません。鉄骨工事や仮設校舎解体工事の段階では大きな車両の出入りが多くなると思われます。特に車両の出入りが頻繁になる場合には、近隣の方々への周知も検討したいと思います。

質問6

- ①現在、第七小学校の分館で指導している特別支援教室キラリとことばの教室は工事期間中はどこで 実施するのでしょうか。また、工事後の分館の利用計画を教えてください。
- ②改修後は、通級指導学級のことばの教室が本校舎に入ることになりますが、他校から児童が通って くるうえで、何か支障はありませんか。
- ③現在、通常の学級にも支援を要する児童が増えていると聞いています。市ではどのような取り組みをしていますか。
- ④現在、市で公表している公共施設再編個別計画(以下、再編個別計画)の再編モデルケース案では、 第三小学校と錦学童保育所が複合化となる案が出ています。また、今回の第七小学校の大規模改修 に合わせて錦第三学童保育所が改修後の校舎へ入ることとなっています。再編個別計画や大規模改 修の影響で、錦第三学童保育所の定員数に変更はありませんか。

回答6

①工事中と工事後の特別支援教室キラリとことばの教室の指導場所を整理すると以下の表のとおりとなります。なお、分館は学校の施設ではなく暫定的に利用している建物で、老朽化も進んでいます。そのため、継続利用や、校舎との一体的な改修工事は行いません。

また、平成32年度(2020年度)の2学期以降、改修後の本校舎へ移った後の分館の利用については、現在のところ未定です。

	平成 31 年度(2019 年度)	平成 32 年度(2020 年度)	
	2学期~3学期	1 学期	2学期以降
特別支援教室キラリ	仮設校舎 1階	仮設校舎 1階	改修後の本校舎 2階
ことばの教室	そのまま分館を利用	そのまま分館を利用	改修後の本校舎 2階

- ②他校から通ってくる児童は保護者同伴で来校しています。ことばの教室は改修後、西側の昇降口からまっすぐ階段で2階に上がって正面の位置で移動距離も短いです。現在のところ、平成31年度(2019年度)以降に、他校からことばの教室に通ってくる児童は15人程度の見込みですが、一週間のうち1時間ずつ、個別に入れ替わりながら指導を受けるため、特に支障はないと考えています。
- ③教育支援課では年長児を対象に就学相談を行い、小学校ではどんな配慮が必要なのか、保育園や幼稚園ではどんな支援や工夫をしていたのかなどを把握し、学校へ引継ぎを行っています。入学後は、学校と連携しながら、必要に応じて支援員や介助員を加配したり、心理の相談員が授業観察に入って先生をサポートしたりすることもあります。改修を機に学習環境が変わっても、児童が安心して、安定した学校生活を送れるように努めたいと思っています。

なお、立川市ではご住所によって通学区域を定めているため、支援を必要とする児童が一つの学校 だけに集中している状況は見受けられませんので、その点はご理解ください。

④錦第三学童保育所の定員数は変わりません。ただし、錦町及び羽衣町地域においては学童保育所が 不足しているため、所管の子ども家庭部では学童保育所の新設を検討しているところです。

質問7

現在、市で実施している「公共施設に関するアンケート」内で、第七小学校が属する立川第三中学校 圏域における2つの再編モデルケース案が示され、どちらも特別支援教育施設が第七小学校と複合化 される案となっています。アンケートでは「モデルケース案に対する意見を伺う」となっています。 しかし、本日の説明では大規模改修事業においてすでに複合化が決定していることになっていますが、 どのような整理になるのでしょうか。また、複合化を決めるにあたっては住民の意見を聞く場は設け られたのでしょうか。

回答7

「公共施設に関するアンケート」内で示されている再編モデルケース案は平成 30 年度に策定された 再編個別計画において取りまとめられたものです。あくまでも案ですので、再編に関して決定してい ることはありません。今後、アンケート結果等を材料に住民の方々と一緒に検討を進めていきます。 一方、今回の第七小学校の大規模改修事業は 24 年度に策定された保全計画に基づいて実施されます。 学校と特別支援教育施設の複合化については再編個別計画よりも前に策定された保全計画にて検討 されていました。整理をすると、保全計画の中の第七小学校大規模改修事業計画において決まってい た複合化が再編個別計画において踏襲されていることとなります。

なお、保全計画での複合化を決めるにあたっては、市と学校の協議により利便性等を考慮した結果となっていますので、住民の方々へのご意見は伺っておりません。

質問8

- ①説明会資料 12 ページの仮設校舎 2 階平面図を見ると、普通教室が 6 教室しかありませんが、仮設校舎利用期間中に学級数増となった場合の対応策を教えてください。
- ②説明会資料8~10ページに改修後の校舎の平面図がありますが、教室の配置についてはすでに決定しているのでしょうか。音楽室と図書室が同じ階にあることや少人数授業に対応できる教室が不十分な点が気になります。
- ③理科支援員をしています。説明会資料9ページを見ると、改修後の校舎においては理科準備室の面積を削ってエレベーターを設置することになっていますが、円滑に理科の実験をするためにも準備室の面積を十分に確保していただきたい。

回答8

- ①現時点においては平成31年度(2019年度)の新入生が30名程のため、来年度は仮設校舎において普通教室が不足する事態は生じませんが、32年度(2020年度)の1学期において全学年で学級数が7となることも考えられます。現時点では具体的な案は提示できませんが、普通教室が不足しないよう対応してまいります。
- ②既存の校舎を活用するため、概ね現在の平面図のとおりの配置となる予定です。他の授業に影響が 出ないよう音楽室には扉を含め防音性能を施します。また、普通教室が9教室あるため、児童数増 があっても算数等の少人数授業に対応できると考えています。
- ③エレベーターの設置場所については様々検討しましたが、既存の校舎を活用する以上はやはりどこかの教室の面積を削る以外に方法はありませんでした。理科準備室は他の特別教室の準備室に比べて多くの面積があったため、ご不便をおかけすることになりますが、ご了承ください。

質問9

- ①運動会や夏休みの水泳指導など、工事期間中で学校行事に影響があるものについて教えてください。
- ②仮設校舎利用期間中の給食の配給について教えてください。
- ③仮設校舎利用期間中においては、放課後教室を仮設校舎の多目的室にて実施する予定ですが、今までに大規模改修工事を実施した学校においては、その期間中どのように実施していたでしょうか。

回答9

①現在、来年度の教育課程の編成作業を進めていますが、現時点においては運動会は第三小学校にて、 学芸会はたましんRISURUホールにて実施する予定です。なお、来年度・再来年度の夏休み期間は大規模改修に伴う引越し作業等が予定されているため、夏季休業期間の水泳指導については平成31年度、32年度とも休止する予定です。

- ②第七小学校の給食は自校方式であり、給食室も改修するため、改修中は共同調理場からの配給となります。現在の予定では、平成31年度(2019年度)の1学期までは自校給食、2学期から32年度(2020年度)の1学期までは共同調理場からの提供、改修後の本校舎で授業が始まる2学期から自校給食に戻ることとなっています。
- ③今までに大規模改修工事を実施した学校においても、放課後教室は仮設校舎の一室を利用して実施 していました。なお、具体的な仮設校舎内の利用については学校側と相談しながら進めていただき たいと思います。

質問 10

地域団体で校庭や体育館を利用しています。工事中はどちらも地域開放ができないとの説明でしたが、いつから利用できるようになりますか。また、説明会資料37ページに「別の学校を紹介する」旨の記載がありますが、具体的にどのようになりますか。

回答 10

現在の予定では、平成 31 年度(2019 年度)の 4 月から 32 年度(2020 年度)の 10 月までが工事期間 となりますので、その期間は校庭・体育館ともに地域開放事業は休止となります。その後、地域開放を担当しているスポーツ振興課と協議し、安全確認ができ次第、再開する予定です。その際は、スポーツ振興課を通してご連絡します。

また、昨年 12 月にスポーツ振興課では体育館を利用している団体宛に代替施設のご案内に関する 通知を発出しましたので、その通知に返信していただければスポーツ振興課にて調整し、代替施設を 紹介する流れとなっています。

【出席者の属性】

出席者48名の属性は以下のとおりである。

①第七小学校児童保護者 24名

②第七小学校卒業生 5名

③錦第三学童保育所児童保護者 0名

④ことばの教室通所児童保護者 0名

⑤錦町在住 12名

⑥市内在住(錦町以外) 2名

(7)その他 6名

※複数回答があったため、48を超えている。

②「第七小学校卒業生」と⑤「錦町在住」の2つの重複者が1名。(マイナス1名)

49回答-1回答=48名分

以上